

令和5年度 口腔保健推進事業報告書



令和6年5月

那覇市保健所健康増進課 口腔保健支援センター

目次

1	口腔保健支援センター運営事業	・・・P1
(1)	口腔保健の周知啓発のための取組	
	ア SNSによる情報配信	
(2)	歯科相談	
2	歯科疾患予防事業	・・・P1～2
(1)	むし歯予防に関する取組	
	ア むし歯予防講演会	
	イ 出前講座	
(2)	歯周病予防に関する取組	
	ア 歯周病検診未受診者への受診勧奨はがきの送付	
3	食育推進等口腔機能維持向上事業	・・・P2
(1)	小児に対する食べる機能の発達に関する取組	
	ア かみかみ講演会	
	イ 出前講座	
(2)	高齢者の口腔機能の維持向上に関する取組	
	ア オーラルフレイル予防講演会	
	イ 出前講座	
4	「健康なは21（第2次）」歯・口腔の健康の実績	・・・P3
(1)	3歳児むし歯有病者率の減少	
(2)	小学生のむし歯有病者率の減少	
(3)	中学生のむし歯有病者率の減少	
(4)	12歳児一人平均むし歯数の減少	
5	令和6年度口腔機能維持向上事業計画（案）	・・・P3～4
(1)	口腔保健支援センター運営事業	
(2)	歯科疾患予防事業	
(3)	食育推進等口腔機能維持向上事業	
6	那覇市保健医療審議会健康増進歯科口腔保健分科会	・・・P4～10
(1)	次第	
(2)	議事概要	
7	参考	・・・P11～18
(1)	令和5年度口腔保健推進事業実施要領	
(2)	口腔保健支援センター設置要綱	
(3)	歯科口腔保健の推進に関する法律	
(4)	那覇市保健医療審議会規則、健康増進歯科口腔保健分科会委員名簿	

1 口腔保健支援センター運営事業

(1) 周知啓発のための取組

ア 口腔保健支援センター公式 LINE アカウントの作成

毎月 8 日に歯・口腔の健康についての情報を配信している。

お友だちは 3 月末時点で 158 人。

配信内容

配信日	4 月 8 日	5 月 8 日	6 月 8 日	7 月 8 日
テーマ	むし歯予防のフッ化物は安全！その②	むし歯予防のフッ化物は安全！その③	キシリトールは歯にいい！？	清涼飲料水の飲みすぎに注意！
配信日	8 月 8 日	9 月 8 日	10 月 8 日	11 月 8 日
テーマ	お菓子の食べ過ぎに注意！	顎関節症	歯科矯正治療	11 月は歯がんにじゅう月間
配信日	12 月 8 日	1 月 8 日	2 月 8 日	3 月 8 日
テーマ	今年の汚れは今年のうちに	転ばぬ先の杖	認知症を 4 割抑制！	どうする？お口のケア～災害時・断水時編～

(2) 歯科相談：31 件

乳歯のケア：7、食べる機能の発達：4、入れ歯：3、歯並び：2

歯の萌出：2、舌小帯：1、口臭：1、照会・その他：11

2 歯科疾患予防事業

(1) むし歯予防に関する取組

ア むし歯予防講演会（保健所で開催）

開催日	6/20（火）	10/25（火）	2/17（土）
参加人数	4 人	7 人	3 人

ウ むし歯予防出前講座

	開催日	開催団体	対象者	参加人数
1	10/4	樋川みらいこども園	保護者	10
2	10/18	子育て支援センターうえばるーむ	親子	8 組
3	10/20	子ども発達支援センター	保護者	10
4	1/18	識名児童館	児童館利用者	10 組
5	1/24	つどいの広場わくわく	利用者	6 組
6	3/13	金城児童館	児童館利用者	15 組

エ 歯肉炎予防出前講座

	開催日	開催団体	対象者	参加人数
1	11/10	松島小学校	4 年生	90

(2) 歯周病検診未受診者への受診勧奨はがきの送付

本市では年度年齢 40、50、60、70 歳に対して歯周病検診を実施している。
令和 5 年 9 月末時点の未受診者約 17,000 人に受診勧奨はがきを送付した。

年度	対象者数	受診者数	受診率
平成 30 年	17,183	77	0.45%
平成 31 年	16,688	77	0.46%
令和 2 年	16,221	81	0.50%
令和 3 年	16,979	93	0.55%
令和 4 年	17,138	583	3.40%
令和 5 年	17,228	561	3.26%

(3) 厚生労働省 歯科健康診査推進事業 モデル事業への協力

3 食育推進等口腔機能維持向上事業

(1) 小児の食べる機能の発達に関する取組

ア かみかみ講演会（保健所で開催）

開催日	5/16(火)	7/18(火)	9/19(火)	11/21(火)	1/23(火)	3/16(土)
参加人数	13 人	5 人	9 人	9 人	10 人	4 人

(2) 高齢者の口腔機能維持向上に関する取組

ア オーラルフレイル予防講演会（保健所で開催）

開催日	8/19(土)
参加人数	6 人

イ 出前講座

	開催日	開催団体	対象者	参加人数
1	6/20	老人クラブかりゆし会	会員	15
2	7/4	地域包括支援センター安謝	がんじゅう教室参加者	10
3	9/13	地域包括支援センター高良	がんじゅう教室参加者	7
4	9/22	地域包括支援センター安里	がんじゅう教室参加者	16
5	9/27	地域包括支援センター泊	がんじゅう教室参加者	8
6	10/20	地域包括支援センター石嶺	がんじゅう教室受講者	4
7	11/22	食生活改善推進員定例会	食生活改善推進員	18
8	11/29	地域包括支援センターかなぐすく	がんじゅう教室受講者	10
9	12/7	地域包括支援センター大名	がんじゅう教室受講者	15
10	12/15	地域包括支援センター松川	がんじゅう教室受講者	11

4 「健康なは21（第2次）」歯・口腔の健康の実績

(1) 3歳児むし歯有病者率の減少

策定時（平成25年度）：29%

目標値（令和6年度）：18%未満

平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
28.2%	24.5%	21.2%	20.0%	18.5%	17.9%	15.5%

※令和2年度、3年度は4歳未満のむし歯有病者率 出典：乳幼児健康診査報告書

(2) 小学生のむし歯有病者率の減少

策定時（平成25年度）：66.5%

目標値（令和6年度）：55%未満

平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
61.1%	59.5%	58.0%	56.9%	54.2%	52.1%	49.9%	49.5%

出典：学校保健統計

(3) 中学生のむし歯有病者率の減少

策定時（平成25年度）：64.9%

目標値（令和6年度）：55%未満→47%未満（R1中間評価で見直し）

平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
54.6%	51.6%	49.8%	48.0%	47.1%	46.1%	43.2%	40.2%

出典：学校保健統計

(4) 12歳児一人平均むし歯数の減少

策定時（平成25年度）：1.84本

目標値（令和6年度）：1.0本未満

平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
1.34本	1.35本	1.26本	1.21本	1.23本	1.16本	1.002本	0.84本

出典：学校保健統計

5 令和6年度口腔保健推進事業計画（案）

(1) 口腔保健支援センター運営事業

ア 口腔保健支援センター公式LINEアカウントから情報の配信（毎月8日）

イ 歯科相談

ウ 周知・啓発のためのチラシの配布

エ 公益社団法人南部地区歯科医師会と(株)LOTTEとの包括連携協定締結

(2) 歯科疾患予防事業

ア むし歯予防講演会（保健所で開催）

開催予定日	6/20（木）	10/17（木）	2/15（土）
-------	---------	----------	---------

イ 出前講座

ウ 歯周病検診未受診者への受診勧奨はがきの送付

(3) 食育推進等口腔機能維持向上事業

ア かみかみ講演会（保健所で開催）

開催予定日	5 /16(木)	7 /18(木)	9 /19(木)	11/21(木)	1 /16(木)	3 /15(土)
-------	-------------	-------------	-------------	----------	-------------	-------------

イ オーラルフレイル予防講演会（保健所で開催）

開催予定日	12/14（土）
-------	----------

ウ 出前講座

6 那覇市保健医療審議会健康増進歯科口腔保健分科会

（１）次第

令和５年度那覇市保健医療審議会健康増進歯科口腔保健分科会 次第

日時：令和６年３月１４日（木）

15：00～17：00

場所：保健所３階 大会議室

司会：健康増進課長

１．開会

２．分科会長選出

３．報告

（１）「健康なは 21（第２次）」歯・口腔の健康の実績について

４．議事

（１）令和５年度口腔保健推進事業の取組について

（２）令和６年度口腔保健推進事業計画（案）について

５．意見交換

６．事務連絡

７．閉会

（２）議事概要

◎司会

（３）報告①（資料 2-1）※¹ 2.（１）むし歯予防講演会の参加人数が少ないが、コロナの影響なのか？それとも周知等の問題か？ ※¹:本報告書 P1 2(1)ア

◇事務局

なは市民の友、ホームページ、ラインを含めて SNS を活用して開催の周知を行っている。参加人数を増やす方法を検討したい。

◎司会

（４）議事①（資料 2-1）※²（３）厚生労働省歯科健康診査推進事業モデル事業は今年度が初めてか？ ※²:本報告書 P2 2(3)

◇事務局

当事業については、正確な開始年度は把握していない。

◎司会

簡易キットでの歯周病検査は、医師会健診センターですごく評判がよく、ぜひ進めていきたいと考えている。

◆委員

(3) 報告①(資料1)※³ 2.小学生のむし歯有病者率減少について、何か目標値を決めて色々な手を打って下がってきたのか。

3.中学生のむし歯有病者率について、中学生は40.2%、小学生は49.5%で、中学生が低くて小学生が高いのは原因があるのか。 ※3:本報告書P3 4(2)(3)

◇事務局

小学生と中学生の違いの原因は不明。自分の身だしなみとして、歯を磨くことを小学生よりも中学生のほうが自ら進んでやるのではないかと思う。

◆委員

意識して歯を磨くとか、身だしなみも変わってきているとは感じる。

◆委員

(4) 議事①講演会を開催しているが、参加人数が少ない。出前講座は参加人数が多い。やはり出前講座のほうが参加率はいいのではないかと思う。あと各地域地域での「ふれあいデイサービス」にて講演すると普及につながると思う。

◆委員

(3) 報告①(資料1)※³ 小学生のむし歯有病者率と中学生のむし歯有病者率とでは、小学校が高く、中学校になると低くなる。これはむし歯であった乳歯が全部抜けて永久歯に生え代わると数値が良くなるという傾向にある。それが、数値が良くなる理由と考える。 ※3:本報告書P3 4(2)(3)

コロナ禍において、給食後の歯みがきを中断した学校が非常に多い。

それで、去年から歯みがき再開に関して歯科医師会から教育委員会を通して依頼しているが、実際にはこの3年間でカリキュラム等の変更により、歯みがきタイムをなくした学校が多くなったと伺っている。今後う蝕罹患率が悪くなるのではないかと心配をしている。これは小学校のみではなく保育園も同じと伺っている。

◆委員

(4) 議事①(資料2-1)※⁴ 出前講座関連だが、出前講座は企業や就労世代がいる事業所で開催しているか。 ※4:本報告書P1 2(1)ウ、P2 3(2)イ

◇事務局

この資料の出前講座にカウントしていないものが1件ある。別の事業の出前講座としてある企業の社員に対して歯とお口の健康について講話した。

◆委員

(4) 議事①(資料2-1)※⁵ 保健所で開催している講演会への参加が少ない理由として、来所することが難しいようであれば、市内で開催するイベント等とコラボして実施する方法もあるかと思う。学校にも募集をかけて実施していただくと、より多くの子どもたちに伝わるかと思う。さらに、学校では親子で学ぶ取組もある。授業参観日に親子と一緒に歯の健康について学ぶといった企画だと参加人数も一段と増えて、保護者と子どもと一緒に理解し、家庭で実践しやすくなるかなと思う。

中学生の歯の意識が高まるというところで、ホワイトニングに関心を持っている子どもたちも多くいるので、おしゃれの面からの健康に意識を向けて伝えた

らいいかと考えた。最後にフッ化物洗口について、令和9年に向けて市内の小、中学校で実施できるように年次計画を立てている。少しずつ対象校を増やし一緒に実施できたと思う。ただ、なかなか広がらなかった。これまで広がらなかったという理由として、養護教諭がフッ化物の扱いをどのようにしたらいいのかわからないこと。先生が負担なく、子どもたちも安全に取り組めるポーショントタイプの洗口液ができ、手軽に安全に取り組みがしやすくなっている状況がある。また、養護教諭の不安を払拭して、手軽に進められて、効果が高いということで、取り組みも一緒にできたと思う。 ※5:本報告書P1~2

◆委員

教育委員会での会議にて、フッ化物洗口を進めるということであったが、学校現場の負担が大きいということではなかなか進んでない。でも、むし歯の予防効果は非常に高い。学校現場で理解していただき少しずつ進めていけたらと考える。

もう一つは教職員の働き方改革がある。学校での教職員の負担が非常に大きいと伺っている。フッ化物洗口もできるだけ負担のないような方法を考えて、取り組んでいこうとしている。実際に久米島等での効果は理解しており、そこに勤務された先生方もいる中で那覇市ではフッ化物洗口が取組めない。南部地区歯科医師会でも理解が得られるよう努めていきたいと思う。

◆委員

情報共有と質問。

昨年看護大学の学生が、与儀小学校の保健委員と養護教諭と共同で、大学生が与儀小の高学年クラスに入って、一緒に歯みがき指導という短時間の取り組みを、楽しみながら実施した。

口腔保健とかオールラルとか全身のことから健康を考えると気になる。高齢者での誤嚥性肺炎は、実際私の父もそうだったが、むし歯を超えて総入れ歯になっている。そのあたりについて那覇市が取組んでいることがあるか。

◇事務局

義歯についての取り組みというよりは、歯の喪失防止。歯を減らさないということを進めている。オーラルフレイル予防講演会の中で、義歯を作っても義歯を使かわないと実はいろいろと問題があると話している。コホート研究で、歯がほとんどなくて義歯を使っていない方は、歯が20本以上ある方よりも、認知症になるリスクが2倍ぐらい高くなる。やはり歯がなくても義歯を入れることによって認知症の予防になるということ。また、歯が20本以上ある方の転倒のリスクを1とすると、歯が19本未満でなおかつ義歯を入れてない方の転倒のリスクが2.5倍高くなることもコホート研究で判明している。歯の喪失防止の周知をしているが、義歯を作ったら使用するように周知もしている。

◆委員

沖縄県も今年度にフッ化物洗口が有効だという報告を受けている。ただ、パブリックコメントでは教員や学校現場の方から、負担になる、不安という意見がたくさんある。ただ、効果は他の県でも認められているので、ぜひ進めていきたい。那覇市で実施しているので県もぜひ協力したいと思う。

歯周疾患検診について、次年度の動きとして20歳30歳も国の方でも対象になるという事だが、新年度予算が通ってから国の正式な通知が来る。3月末か4月当初にならないと、国の方で正式に20歳30歳が追加という通知はこないと思うが、那覇市ではそれも見越して、40.50.60.70歳と同様に実施していく予定なのか。

◇事務局

歯周病検診については、20歳30歳の実施に向けて国の方から概算要求をしていると通知があり、予算が通った場合には本市として20・30歳を対象にする準備を進めている。

フッ化物洗口については、令和3年度まで健康増進課の「学齢期におけるフッ化物洗口等モデル事業」にて小学校、中学校のフッ化物洗口を推進してきた。今年度から学校教育課で事業化され小学校中学校に関しては学校教育課の予算でフッ化物洗口を実施する。口腔保健支援センターとしては専門的な立場で学校教育課の事業をサポートし、協力依頼があればいつでも学校教育課と連携していく。ぜひ学校保健会も協力していただきたい。

◎司会

歯周病検診の受診率は増加傾向あるがまだ数パーセントと非常に低い。周知はどのようにしているのか。

◇事務局

歯周病検診の周知については、多くの方法で進めていきたい。

国民健康保険の加入者は、国民健康保険証と一緒にがん検診や特定健診、歯周病検診の受診券がセットとなっているが、歯周病検診が10年に1回なので、忘れてしまう。また、特定健診やがん検診を受けに行った会場や病院にて歯周病検診ができれば一緒に受診すると思うが、それがないために改めて歯科医院に受診する必要がある。

実際に受診率は全国平均が5%。日本口腔衛生学会にて、歯周病検診の受診率向上に結びつけるか議論もされている。行政の立場としては、歯周病検診の受診率を上げるのが仕事ではなくて、この歯周病検診を実施することによって、市民が歯周病検診を受診した後に、その歯科医院がかかりつけ歯科医になって、そのまま定期的に通院をすることに繋がる、ひとつのきっかけとして考えている。歯周病検診の受診率は5%だが、国が実施する国民健康・栄養調査や歯科疾患実態調査では、1年間に歯科を受診して検診を受けたことがある人の割合は5割以上となっているので、受診行動につなげていけると良いのではないかと考えている。

◆委員

事務局から歯周病検診の受診率の全国平均が5%、歯周病検診は普及していないと感じた。検診を受けた後にかかりつけ歯科医を選んで定期的に歯の健康を考えることは大事だと感じたが、受け入れる側の歯科医院の現状はどうかと疑問に思った。

例えば、治療に行って次回の予約日が通常だと1～2週間後となるが、最近では3～4週間先まで予約が埋まっている現状があり、歯周病検診で来院されると手いっぱいになるのではないかと現状を教えてください。

◆委員

歯科検診はある程度時間を要するので、基本的に予約が必要。他の事業所と同様にスタッフが確保できず、待ち時間が長くなっていることも現状である。

◆委員

(4) 議事②(資料3)※6 (4) 南部地区歯科医師会とロッテとの包括協定について伺う。 ※6:本報告書P3 5(1)エ

◆委員

ロッテと言ったらガムが一番わかりやすいかと。ロッテはガムだけではなくキシリトールを配合した商品を発売しており、う蝕予防に繋がる取組みをしている。同じ方向性なので、南部地区歯科医師会としても協定を結び、子どもたちのむし歯予防につなげる活動を一緒に進めたい。

◎司会

ロッテにむし歯予防のガムか商品があるのか。

◆委員

ガムの中にキシリトールが配合されている。キシリトールはう蝕予防に効果がある。ガムだけではなくてグミ等に配給してう蝕予防を推進している。

◇事務局

今回、南部地区歯科医師会とロッテとの包括連携協定を結ぶ中で、本市として注目しているものが咀嚼チェックガム。このガムを1分間噛むとガムの色が変わる。変化した色を見本と比べて咀嚼力が高いか低いか判断できる商品。それから今、子供たちも含めて口、唇や舌の機能が非常に衰えている傾向にあり、風船ガムが最近見直され、唇や舌の動きのトレーニングに効果があると、研究発表されている。これがオーラルフレイル予防に繋がる研究もロッテは行っている。

プロ野球チームの千葉ロッテマリーンズと一緒にガム咀嚼とスポーツパフォーマンスの関連について研究をされ、さらに噛み合わせと転倒防止の関連の情報もあり、市民の口の健康に繋がるのではないかと考えている。

◎司会

オーラルフレイルに関して、在宅医の中で、先ほど出ました誤嚥性肺炎の予防に歯科の先生の貢献度が高いということで、今後那覇市医師会では南部地区歯科医師会と先ほどの在宅医療の連携を取り口腔内の衛生をしっかりとしていくと疾患予防もしていけると原因も分かってきている。

◆委員

その咀嚼チェックガムは市販されているのか。

◇事務局

咀嚼チェックガムは市販されていない。歯科材料店では購入できる。

◇事務局

多くの貴重なご意見ご助言等に感謝する。

とても心強いご提案もあり、今後生かしていきたいと思う。本日提示した実績にあるように、歯科のデータは介入すればするほど良くなる。

ただ残念ながら、全国レベルでは沖縄県最下位レベルのままで、他の自治体も頑張っているのではなかなか追いつかない。そこで追いつき追い越すためにはフッ化物洗口が効果的で、例えば佐賀県は3歳児う蝕有病者率が最下位に近いあたりから、12歳児一人平均むし歯数では一気に上位に上がった。

次年度の事業には盛り込んでないが、今考えていることは、歯は見えるので生涯の節目節目に写真を撮って保存するのはどうか、乳歯が最初に生えた歯の写真をとるか、永久歯が生えたら撮るとか、あと20歳、30歳、40歳の節目節目に記念写真を撮って、これを励みにますます大切にしていけるモチベーションになると思う。このような展開を考えていきたいと思う。沖縄県の健康づくりはこれまで負けっ放し。教育分野も負けっぱなしだが、他の文化芸能スポーツ分野では全国レベルで結構成功体験をしている。健康づくりでの成功体験を県民・市民に体験していただきたい。そのためには、写真を撮って行って、その体験をしてほしい。例えば、20歳のイベントでのキャッチコピーは「はたちの歯へたち」、キャッチコピーを30歳、40歳でも決めていけたらいいかと思う。何より、保健所が地域保健を実践しているが地域保健だけではなくて学校保健、職域・産業保健等の分野でも、検診と写真撮影をしていただきたい。

このような取組みを少しずつではなくて、大掛かりに取り組みたいので医師会の先生や産業医の先生、歯科医師の先生と、多くの分野の学校関係者、印刷会社、写真屋、メディア等も含め、沖縄県健康長寿課にも協力いただき、みんなで取り組んでいきたい。それぞれから何人か集まって意見を出し合ってどう取り組むかを検討していきたいと思う。その際はぜひご協力いただきたい。これを突破口にして、10年後ナンバーワンになり、それに伴って食べる力噛む力飲み込む力は最後まで残っていると結構長生きできることを目指してやっていきたいと思う。

◆委員

今のご提案で少しひらめいたが、写真はアートです。

那覇市は県立芸術大学もあるので、意見もらうとかコラボするのもよいし、面白いと思う。まったく違う視点から芸能は成功体験があるのでその視点から見ると面白いアイデアや市民目線、Z世代への見せ方など色々あると思う。本市にある優位性もあると思う。

◆委員

健康運動指導士として現場の第一線で動いている。通常、筋肉とか体の動きを指導している。参加者の話を聞く機会が多く、その中で疑問に思っている事がある。噛み合わせはチェックすることが大事だと思うが、筋肉の動きのイメージからすると左右の噛み合わせのバランスや利き腕に対する歯の動き方が、皆さんパーフェクトではないと思う。

これは個人的な意見だが、講演会等で体を動かす部分と歯科の先生や専門の先生とコラボができたと思う。ひとつ例を挙げると、亡くなられた筑波大学の鈴木正成先生が考案した「かむかむダンベル体操」というのがある。ダンベル

をしながらガムを噛むトレーニングというプログラムで、下火になったが個人的には有効性が高いと思う。力を入れながら歯を食いしばる力と体を動かすにはいいと思う。運動指導士会が参入、支援できることがあれば検討いただきたい。

◆委員

食べることは、もちろん歯そして口腔もですが、そこに栄養が関わってくると思う。

この事業に関してオーラルフレイルに随分力を入れているが、栄養士会でもフレイル予防に栄養の冊子など作っているので一緒に協力できたらと思う。

◇事務局

貴重なご意見ありがとうございます。

今、国がフレイル予防の中で掲げている三本柱として「運動」と「社会参加」と「食事」。食事の中に栄養と口腔の健康がセットになっている。これがフレイル予防として非常に大きな柱となっている。

ぜひ、運動指導士会と栄養士会、そして地域の皆さんとの関わりの社会参加も非常に重要。それが一緒に進められるような取り組みができたらと考えており、みなさまのお力添えのもとご協力いただきたいと思っている。

閉会

令和 5 年度 口腔保健推進事業 実施要領

令和 5 年 4 月 3 日 健康増進課長決裁

1 事業の目的

歯や口腔は、食べ物の摂取や咀嚼、会話など生命の維持や日常生活や身体活動、社会活動にも大きく関わる重要な器官である。

食事を十分に咀嚼し、おいしく食べるためには、自分の歯が最低 20 本必要であると研究報告があることから、歯を失う主な原因である「むし歯」と「歯周病」の予防が重要である。

また、口腔機能の低下により心身機能の低下につながり、フレイルや誤嚥性肺炎等の発症にも大きく関わっていることから、乳児期の食べる機能の発達から高齢期の口腔機能の維持向上まで継続した取り組みが必要である。

そこで、本事業は本市の状況に応じた歯科口腔保健施策を推進するため、歯科口腔保健の推進に関する法律（歯科口腔保健法）第 15 条に規定される口腔保健支援センターを運営し、市民の口腔の健康の保持増進を図るため全ライフステージに対して、むし歯予防や歯周病予防、歯の喪失防止を図り歯科疾患の予防と、食育の推進等を行い口腔機能の維持向上に関して取組むことを目的とする。

2 事業内容

（1）口腔保健支援センター運営事業

- ア 口腔保健支援センター（以下「センター」という。）の運営に関すること
- イ 関係機関・団体との連携に関すること
- ウ 地域の保健、医療、社会福祉、労働衛生、教育その他の関係者により構成される協議会の設置、開催に関すること
- エ 本市健康増進計画「健康なほ 21（第 2 次）」の歯・口腔の健康に定める目標達成のために取組を行うこと
- オ その他、事業に必要な事項

（2）歯科疾患予防事業・食育推進等口腔機能維持向上事業

- ア むし歯予防に関すること
- イ 歯周病予防に関すること
- ウ スポーツ等のケガによる歯の喪失防止に関すること
- エ その他、事業に必要な事項

（3）食育推進等口腔機能維持向上事業

- ア 乳児の「食べる」機能の発達に関すること
- イ 高齢者の口腔機能の維持向上に関すること
- ウ その他、事業に必要な事項

那覇市口腔保健支援センター設置要綱

令和4年3月28日健康部長決裁

(設置)

第1条 歯科口腔保健の推進に関する法律（平成23年法律第95号）第15条に基づき、市民の歯科口腔保健を推進するため那覇市口腔保健支援センター（以下「支援センター」という。）を設置する。

(設置場所)

第2条 支援センターは、健康増進課内に設置する。

(業務内容)

第3条 支援センターは、次に掲げる業務を行う。

- (1) 歯科疾患の予防のための施策の推進
- (2) 歯科口腔保健に関する知識等の普及、啓発及び情報提供
- (3) 歯科健診を定期的に受診するための周知及び勧奨
- (4) 食育推進等口腔機能の維持向上のための施策の推進
- (5) 口腔保健に関する部署、関係機関・団体との連絡調整
- (6) 歯科口腔の健康づくりに関する調査及び研究の推進
- (7) 口腔保健の施策の推進に関する会議の開催
- (8) その他歯科口腔保健の推進のために必要な業務

(組織)

第4条 支援センターに、次に掲げる職員を配置する。

- (1) センター長
 - (2) 歯科医師
 - (3) 歯科衛生士その他の職員
- 2 センター長は、健康増進課長をもって充てる。
 - 3 歯科医師は、健康増進課歯科医師をもって充てる。
 - 4 歯科衛生士その他の職員は、健康増進課の職員をもって充てる。

(補則)

第5条 この要綱に定めるもののほか、支援センターの運営に関し必要な事項は、健康部長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

○歯科口腔保健の推進に関する法律

(平成二十三年八月十日)

(法律第九十五号)

第七十七回通常国会

菅内閣

歯科口腔保健の推進に関する法律をここに公布する。

歯科口腔保健の推進に関する法律

(目的)

第一条 この法律は、口腔の健康が国民が健康で質の高い生活を営む上で基礎的かつ重要な役割を果たしているとともに、国民の日常生活における歯科疾患の予防に向けた取組が口腔の健康の保持に極めて有効であることに鑑み、歯科疾患の予防等による口腔の健康の保持(以下「歯科口腔保健」という。)の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、歯科口腔保健の推進に関する施策の基本となる事項を定めること等により、歯科口腔保健の推進に関する施策を総合的に推進し、もって国民保健の向上に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第二条 歯科口腔保健の推進に関する施策は、次に掲げる事項を基本として行われなければならない。

- 一 国民が、生涯にわたって日常生活において歯科疾患の予防に向けた取組を行うとともに、歯科疾患を早期に発見し、早期に治療を受けることを促進すること。
- 二 乳幼児期から高齢期までのそれぞれの時期における口腔とその機能の状態及び歯科疾患の特性に応じて、適切かつ効果的に歯科口腔保健を推進すること。
- 三 保健、医療、社会福祉、労働衛生、教育その他の関連施策の有機的な連携を図りつつ、その関係者の協力を得て、総合的に歯科口腔保健を推進すること。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国は、前条の基本理念(次項において「基本理念」という。)にのっとり、歯科口腔保健の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 地方公共団体は、基本理念にのっとり、歯科口腔保健の推進に関する施策に関し、国との連携を図りつつ、その地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(歯科医師等の責務)

第四条 歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士その他の歯科医療又は保健指導に係る業務(以下この条及び第十五条第二項において「歯科医療等業務」という。)に従事する者は、歯科口腔保健(歯の機能の回復によるものを含む。)に資するよう、医師その他歯科医療等業務に関連する業務に従事する者との緊密な連携を図りつつ、適切にその業務を行うとともに、国及び地方公共団体が歯科口腔保健の推進に関して講ずる施策に協力するよう努めるものとする。

(国民の健康の保持増進のために必要な事業を行う者の責務)

第五条 法令に基づき国民の健康の保持増進のために必要な事業を行う者は、国及び地方公共団体が歯科口腔保健の推進に関して講ずる施策に協力するよう努めるものとする。

(国民の責務)

第六条 国民は、歯科口腔保健に関する正しい知識を持ち、生涯にわたって日常生活において自ら歯科疾患の予防に向けた取組を行うとともに、定期的に歯科に係る検診(健康診査及び健康診断を含む。

第八条において同じ。)を受け、及び必要に応じて歯科保健指導を受けることにより、歯科口腔保健に努めるものとする。

(歯科口腔保健に関する知識等の普及啓発等)

第七条 国及び地方公共団体は、国民が、歯科口腔保健に関する正しい知識を持つとともに、生涯にわたって日常生活において歯科疾患の予防に向けた取組を行うことを促進するため、歯科口腔保健に関する知識及び歯科疾患の予防に向けた取組に関する普及啓発、歯科口腔保健に関する国民の意欲を高めるための運動の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(定期的に歯科検診を受けること等の勧奨等)

第八条 国及び地方公共団体は、国民が定期的に歯科に係る検診を受けること及び必要に応じて歯科保健指導を受けること(以下この条及び次条において「定期的に歯科検診を受けること等」という。)を促進するため、定期的に歯科検診を受けること等の勧奨その他の必要な施策を講ずるものとする。

(障害者等が定期的に歯科検診を受けること等のための施策等)

第九条 国及び地方公共団体は、障害者、介護を必要とする高齢者その他の者であって定期的に歯科検診を受けること等又は歯科医療を受けることが困難なものが、定期的に歯科検診を受けること等又は歯科医療を受けることができるようにするため、必要な施策を講ずるものとする。

(歯科疾患の予防のための措置等)

第十条 前三条に規定するもののほか、国及び地方公共団体は、個別的に又は公衆衛生の見地から行う歯科疾患の効果的な予防のための措置その他の歯科口腔保健のための措置に関する施策を講ずるものとする。

(口腔の健康に関する調査及び研究の推進等)

第十一条 国及び地方公共団体は、口腔の健康に関する実態の定期的な調査、口腔の状態が全身の健康に及ぼす影響に関する研究、歯科疾患に係るより効果的な予防及び医療に関する研究その他の口腔の健康に関する調査及び研究の推進並びにその成果の活用の促進のために必要な施策を講ずるものとする。

(歯科口腔保健の推進に関する基本的事項の策定等)

第十二条 厚生労働大臣は、第七条から前条までの規定により講ぜられる施策につき、それらの総合的な実施のための方針、目標、計画その他の基本的事項を定めるものとする。

2 前項の基本的事項は、健康増進法(平成十四年法律第百三号)第七条第一項に規定する基本方針、地域保健法(昭和二十二年法律第百一号)第四条第一項に規定する基本指針その他の法律の規定による

方針又は指針であつて保健、医療又は福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

3 厚生労働大臣は、第一項の基本的事項を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するものとする。

4 厚生労働大臣は、第一項の基本的事項を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

第十三条 都道府県は、前条第一項の基本的事項を勘案して、かつ、地域の状況に応じて、当該都道府県において第七条から第十一条までの規定により講ぜられる施策につき、それらの総合的な実施のための方針、目標、計画その他の基本的事項を定めるよう努めなければならない。

2 前項の基本的事項は、健康増進法第八条第一項に規定する都道府県健康増進計画その他の法律の規定による計画であつて保健、医療又は福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

(財政上の措置等)

第十四条 国及び地方公共団体は、歯科口腔保健の推進に関する施策を実施するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(口腔保健支援センター)

第十五条 都道府県、保健所を設置する市及び特別区は、口腔保健支援センターを設けることができる。

2 口腔保健支援センターは、第七条から第十一条までに規定する施策の実施のため、歯科医療等業務に従事する者等に対する情報の提供、研修の実施その他の支援を行う機関とする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

那覇市保健医療審議会規則

令和5年12月25日

規則第41号

那覇市保健所運営協議会規則(平成25年那覇市規則第8号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この規則は、那覇市附属機関の設置に関する条例(昭和52年那覇市条例第2号)第3条の規定に基づき、那覇市保健医療審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(担回事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じて、次に掲げる事項を調査審議する。

(1) 保健医療に関する事項(那覇市感染症診査協議会、那覇市予防接種健康被害調査委員会、那覇市保健センター建設委員会、那覇市母子保健推進協議会又は那覇市小児慢性特定疾病審査会が担任する事務に係るものを除く。)

(2) 保健所の運営に関する事項

(組織)

第3条 審議会は、委員25人以内で組織する。

2 委員は、学識経験者その他市長が必要と認める者のうちから市長が委嘱する。

3 第1項の規定にかかわらず、特別の事項を調査審議するため必要があるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。

4 臨時委員は、市長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 臨時委員の任期は、その者の担任する特別の事項に関する調査審議が終了するまでの間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会は、委員(議事に関係のある臨時委員を含む。次項において同じ。)の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 前項の場合においては、会長は、委員として議決に加わる権利を有しない。

(分科会)

第7条 審議会に次の各号に掲げる分科会を置き、当該各号に掲げる事項を調査審議するものとする。

(1) 健康増進歯科口腔保健分科会 健康増進及び歯科口腔保健に関する事項

(2) 地域保健感染症分科会 地域保健に関する事項及び感染症に係る計画に関する事項

(3) 精神保健福祉分科会 精神保健福祉に関する事項

(4) 保健所運営分科会 保健所の運営に関する事項

2 分科会に属すべき委員及び臨時委員は、審議会の議を経て会長が指名する。

3 分科会に分科会長を置き、その分科会に属する委員の互選により定める。

4 分科会長は、その分科会の会務を総理する。

5 分科会長に事故があるとき、又は欠けたときは、分科会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(分科会の会議)

第8条 第6条の規定は、分科会の会議について準用する。この場合において、同条中「審議会」とあるのは「分科会」と、「会長」とあるのは「分科会長」と読み替えるものとする。

2 審議会においてあらかじめ議決を経た諮問事項については、分科会の決議をもって審議会の決議とすることができる。

(関係者の出席等)

第9条 審議会又は分科会において必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第10条 審議会の庶務は、健康部保健総務課において総括し、及び処理する。ただし、分科会が調査審議する事項に係るものについては、当該事項を所管する課において処理する。

(委任)

第11条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

那覇市保健医療審議会 健康増進歯科口腔保健分科会 委員名簿

No	区分	氏名	所属	役職
1	分科会長	友利 博朗	一般社団法人那覇市医師会	会長
2	委員	新垣 均	地方独立行政法人那覇市立病院	副院長
3	委員	長堂 忍	公益社団法人南部地区歯科医師会	会長
4	委員	長嶺 美佐子	社会福祉法人那覇市社会福祉協議会	副会長
5	委員	照屋 謙二	那覇地区学校保健会	会長
6	委員	荒木 直彦	全国健康保険協会沖縄県支部 企画総務部	企画総務部長
7	委員	金城 敏雄	那覇市自治会長会連合会	会長
8	委員	佐久川 政吉	公立学校法人沖縄県立看護大学	教授
9	委員	吉田 陽子	公益社団法人沖縄県栄養士会	理事
10	委員	赤嶺 剛	沖縄県中小企業家同友会	副代表理事
11	委員	長沼 利幸	日本健康運動指導士会沖縄県支部	理事
12	委員	國吉 聡	沖縄県保健医療部健康長寿課	課長

生涯お口からおいしく食べるためには？

